兵庫県公報

令和元年７月12日　金曜日　　号　外

発　行　人
兵　庫　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

規　　則　　ページ

○ 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（県民生活課）…… 1

○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（消費生活課）…… 1

公布された法令のあらまし

◉兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第10号）

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第12号）の施行期日を令和元年９月24日とすることとした。

◉使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第11号）

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第５号）のうち、兵庫県立消費生活総合センターの使用料の基準額に係る改正規定の施行期日を令和元年７月22日とすることとした。

規　　則

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年７月12日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県規則第10号

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第12号）附則に規定する規則で定める日は、令和元年９月24日とする。

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年７月12日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県規則第11号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第５号）附則第１項第３号に規定する規則で定める日は、令和元年７月22日とする。